

第 4 期 事業計画

(計画期間：令和8年度～12年度)



福井県丹南広域組合

目次

第1 序論

1	はじめに	
	(1) 福井県丹南広域組合の成り立ち	1
	(2) 事業計画策定の経緯	1
2	圏域の概要	
	(1) 位置	1
	(2) 人口・世帯	1
	(3) 地勢	2
	(4) 交通	2
	(5) 産業	2
	(6) 観光	2
3	福井県丹南広域組合の概要	
	(1) 組合の歴史	4
	(2) 組合の特徴	4
	(3) 組合の組織	4
	(4) 組合の施策の推移	4
4	事業計画	
	(1) 基本方針	7
	(2) 事業計画で定める項目(業務内容)	7
	(3) 事業計画の組み立て	7
	(4) 計画の期間及び計画改訂の方針	7

第2 計画運営体制

1	組織体制	8
2	職員配置	8
3	事業の財源	9

第3 業務内容

1	広域電子計算組織の管理運営に関すること	10
2	圏域の地域振興整備事業に関すること	
	2-1 広域観光の推進	14
	2-2 公共交通機関の活性化	18
3	介護認定・障害者給付認定審査会の運営に関すること	20
4	青少年愛護センターに関すること	23
5	ふるさと市町村圏基金に関すること	26

第1 序論

1 はじめに

(1) 福井県丹南広域組合の成り立ち

福井県丹南広域組合（以下、「本組合」という）は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町（以下、「構成市町」という）が、地方自治法第284条に基づいて事務の一部等を委譲して共同処理するために設けた、一部事務組合（特別地方公共団体）です。

本組合は、普通地方公共団体と同様、法人格が認められており、規約で定められた共同処理事務の範囲内において、行政主体として事務を執行する権能を有しています。

(2) 事業計画策定の経緯

国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が、平成21年3月31日廃止され、広域連携による事務の取扱いについては、構成市町の自主的な協議に委ねられました。協議では、広域で行うことで効率化とサービス向上が図れる事務については、本組合で継続することを決定しました。

継続に際しては、構成市町と本組合の役割を明確化し、構成市町及び本組合が事業を進める上での「指針」となる丹南広域組合事業計画（以下、「事業計画」）を策定しました。

事業計画は、第1期計画（平成23年～平成27年）、第2期計画（平成28年～令和2年）、第3期計画（令和3年～令和7年）が継続的に策定され、本組合が実施する業務は、これら事業計画に基づきながら進められてきました。

令和7年度は、第3期目の事業計画期間が満了するため、本組合の現状と課題を踏まえ、この第4期計画を策定しました。この計画は、これまでと同様、構成市町と本組合の役割を明確化するとともに、共に事業を進める上での「指針」を示したものです。

2 圏域の概要

(1) 位置

本圏域は福井県のほぼ中央に位置し、北部は福井市など福井坂井地域と、東部は大野市および岐阜県と、南部は敦賀市および滋賀県と接し、西部は日本海に面しており、圏域面積は1,006.78 k m²※で、県の総面積4,190.59k m²の約24%を占めています。

※国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（7月1日時点）」より抜粋

(2) 人口・世帯

県が発表した令和7年11月1日現在の本圏域の推計人口は174,922人で、福井県の総人口731,589人に対し約24%を占めています。令和2年の国勢調査結果と比較すると、市町別の人口推移は、いずれの市町も減少傾向にあります。

一方、本圏域の推計世帯数は67,337世帯で、このうち鯖江市・越前市の世帯数が56,690世帯と圏域の84.2%を占めています。令和2年国勢調査結果と比較すると、鯖江市、越前市で増加し、3町では減少しています。

【表1 構成市町の人口推移（国勢調査）】

単位：人

	平成27年	令和2年	令和7年(11/1現在)
鯖江市	68,284	68,302	67,055
越前市	81,524	80,611	78,262
池田町	2,638	2,423	2,069
南越前町	10,799	10,002	8,942
越前町	21,538	20,118	18,594
総計	184,783	181,456	174,922

※令和7年の数値は、県が発表した11/1現在の推計値

（3）地勢

本圏域の地勢は、西部、東部、中央部と大きく3つに分けられます。西部は越知山、城山、若須岳などからなる丹生山岳地帯で、標高500m級の山々が海岸線にまで迫り、海岸段丘を形成しています。このため、大きな河川はなく、平地が極めて少なくなっています。東部は、部子山、冠山、三国岳など、標高1,000m以上の高い山が連なる山岳地帯となっています。この地帯を源流として、日野川、足羽川の2つの河川が流れ、日野川は圏域内を横断し、足羽川は福井平野へと注いでいます。

このような東西の山岳地帯に挟まれた中央部には平野が広がっています。

（4）交通

本圏域には北陸新幹線等やハピラインふくいが縦貫しているほか、南北に福井鉄道福武線、北陸自動車道、国道8号、東西に国道417号等が通っており、北陸と関西・中京方面を結ぶ交通の要衝にあります。

（5）産業

本圏域の工業は電気精密機械や眼鏡、化学等が基幹部分を占め、中核都市である鯖江市・越前市を中心に県内の工業を大きく支えています。

また、古い歴史の中で受け継がれてきた越前和紙、越前漆器、越前打刃物、越前焼、越前箆笥の伝統的工芸品産業があり、先端産業から伝統産業まで多種・多様な産業の集積を示しています。

（6）観光

本圏域には、越前漆器、越前和紙、越前打刃物、越前焼、越前箆笥といった伝統と匠の技を持つ伝統的工芸品が集積しており、これらの工房の見学や体験などにより、伝統的なものづくりの魅力に身近に触れることができます。また、越前海岸、西山公園など

の自然や景観、さばえつつじまつり、たけふ菊人形、越前陶芸まつりなどのイベント、越前そばや越前がになどの食が主な観光資源となっています。

さらに、令和5年には、北陸新幹線「越前たけふ駅」に隣接した「道の駅 越前たけふ」が、令和6年には、国道417号沿いに「道のオアシス フォーシーズンテラス」がオープンするなど、観光地としての魅力が更に増してきています。

北陸新幹線県内開業、冠山峠道路開通の効果を持続させるとともに、令和11年全線開通が見込まれる中部縦貫自動車道により更に効果が大きくなるよう、県内外からの誘客を促進していく必要があります。

《西山公園（鯖江市）》



《越前陶芸まつり（越前町）》



《花はす公園（南越前町）》



《フォーシーズンテラス（池田町）》



《道の駅 越前たけふ（越前市）》



3 福井県丹南広域組合の概要

(1) 組合の歴史

本組合は、平成2年に設立されました。共同処理する事務は、「圏域の地域振興整備事業の実施に関する事」でしたが、平成3年に「青少年愛護補導に関する事」と「丹南隔離病舎に関する事（平成11年に廃止）」が、平成9年に「広域電子計算組織の管理運営に関する事」が、平成19年に「介護認定審査会、市町村審査会に関する事」が加えられました。

(2) 組合の特徴

本組合は、構成市町とともに先進的なサービスを実現してきました。

構成市町に設置した自動交付機による住民票等の証明書の広域交付サービスは、平成9年広域電子計算組織の管理運営事業の開始に合わせて実現したサービスで、全国初の取り組みとなりました。

税や料金等、公金のコンビニでの収納サービスは、平成18年に上下水道料金から開始し、順次収納できる種類を増やしてきました。税関係は、平成19年に開始し、県内で初めて郵便局での収納も可能としました。介護保険料と公営住宅使用料は、平成28年に開始し、これらも県内初の取り組みとなりました。

住民票等、証明書のコンビニでの交付サービスは、平成28年に開始しました。納税証明と固定資産証明書のコンビニでの交付は、県内初の取り組みとなりました。

本組合の広域電子電算組織は、先進的な行政サービスに取り組むための基盤となっています。

(3) 組合の組織

本組合の組織は、福井県丹南広域組合同規約（平成2年 福井県指令市第632号）に基づき、福井県産業振興施設管理会議棟内に事務局を設け、福井県丹南広域組合行政組織規則（平成3年3月27日 規則第1号）に基づき、組織運営に関する事や圏域の地域振興整備事業の実施に関する事を所掌する総務課、広域電子計算組織の管理運営に関する事を所掌する地域情報課、介護保険法（平成9年 法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会に関する事、及び障害者総合支援法（平成17年 法律第123号）第15条に規定する市町村審査会に関する事を所掌する審査課を設けています。

また、出先機関として、青少年愛護補導に関する事を所掌する丹南青少年愛護センターを設けています。

(4) 丹南圏域の施策の推移

昭和45年7月	武生・鯖江地区広域市町村圏協議会設置
昭和46年3月	第一次広域市町村計画を策定
昭和54年8月	モデル定住圏の選定（国土庁の田園都市構想）
昭和55年3月	第二次広域市町村計画を策定
昭和56年7月	武生鯖江福井地区公共交通利用促進協議会を設置

昭和 58 年 12 月	地域経済活性化対策推進地域の選定
昭和 60 年 3 月	第二次広域市町村計画（改訂版）を策定
昭和 62 年 6 月	武生・鯖江地区公共交通機関活性化協議会を設置
平成 2 年 3 月	新地域経済活性化対策推進地域の選定 （自治省・平成 2 年～6 年）
平成 2 年 5 月 29 日	福井県丹南広域組合設立許可（県知事許可）
平成 2 年 9 月 10 日	ふるさと市町村圏の選定（自治省）
平成 2 年 9 月 30 日	武生・鯖江地区広域市町村圏協議会の廃止
平成 2 年 10 月 1 日	福井県丹南広域組合の設立
平成 3 年 3 月	第三次丹南広域市町村圏計画を策定
平成 3 年 4 月 1 日	組合に丹南青少年愛護センター、丹南隔離病舎を設置
平成 5 年 4 月 30 日	福井県丹南地方拠点都市地域の指定
平成 5 年 12 月 9 日	福井県丹南地方拠点都市地域基本計画の承認
平成 6 年 12 月 6 日	福井県丹南広域市町村圏電算共同利用基本計画を策定
平成 7 年 4 月 1 日	組合事務所を福井県産業振興施設管理会議棟内 （サンドーム福井）に置く
平成 7 年 5 月 16 日	地方拠点都市文化推進事業の採択
平成 7 年 6 月 30 日	地域経済基盤強化対策推進地域の選定
平成 8 年 5 月 31 日	組合事務所に電算共同処理のための電算室を設置
平成 9 年 4 月 1 日	電算共同利用事業による財務会計業務を稼動
平成 9 年 5 月 6 日	電算共同利用事業による住民情報関係業務を稼動
平成 10 年 4 月 1 日	自動交付機（圏域に 14 台設置）による広域交付の開始
平成 10 年 5～12 月	電算共同利用事業による保育料、住宅使用料、 母子・乳児医療、児童手当業務を稼動
平成 10 年 7 月 10 日	電算共同利用事業による決算統計、宛名（住登外）、 借地管理業務を稼動
平成 11 年 4 月 1 日	新地域経済活性化対策推進地域の選定
平成 11 年 4 月 1 日	電算共同利用事業による税、福祉、農林、使用料、健康、 人事等業務を稼動
平成 11 年 4 月 1 日	丹南隔離病舎の廃止
平成 12 年 4 月 1 日	電算共同利用事業による介護保険、健康増進業務稼動
平成 13 年 2 月 27 日	第四次丹南広域市町村圏計画を策定
平成 13 年 6 月 8 日	新地域経済基盤強化対策推進地域の選定（総務省）
平成 14 年 2 月 5 日	丹南広域テレピア計画を策定
平成 14 年 8 月 5 日	住民基本台帳ネットワークシステムを一部稼動
平成 15 年 8 月 25 日	住民基本台帳ネットワークシステムを本格稼動
平成 16 年 1 月 5 日	電算機器本体を更新
平成 16 年 5 月～	電算端末機・自動交付機等を更新
平成 17 年 2 月	
平成 16 年 8 月 31 日	地域経済活性化対策推進地域の選定（総務省）
平成 17 年 1 月 1 日	南越前町設置（南条町、今庄町、河野村の新設合併）
平成 17 年 2 月 1 日	越前町設置（朝日町、宮崎村、越前町、織田町の新設合併）
平成 17 年 3 月 28 日	情報セキュリティポリシーの策定
平成 17 年 10 月 1 日	越前市設置（武生市、今立町の新設合併）

平成 19 年 4 月 1 日	組合に丹南地区介護認定審査会および丹南地区障害者給付認定審査会を設置
平成 19 年 9 月 12 日	特定地域経済活性化対策推進地域の選定（福井県）
平成 21 年 4 月	審査課の事務所を福井県産業振興施設管理会議棟に移動
平成 22 年 5 月～	サーバ機器、電算端末機、自動交付機、空調設備等を更新
平成 23 年 3 月	
平成 23 年 1 月 3 日	ホスト機器関係を更新
平成 23 年 3 月	事業計画を策定（平成 23 年度～平成 27 年度）
平成 24 年 1 月～	住民基本台帳法等の改正に対応した各種システムを改修
平成 25 年 3 月	
平成 24 年 8 月～	介護保険被保険者システムを更新
平成 25 年 3 月	
平成 26 年 3 月	事業計画を見直し策定（平成 26 年度～平成 27 年度）
平成 26 年 6 月～	自治体クラウド事業に着手
平成 27 年 6 月 1 日	自治体クラウドシステムを一部稼働（住民記録関係業務）
平成 27 年 9 月 24 日	自治体クラウドシステムを本格稼働
平成 28 年 3 月	事業計画を策定（平成 28 年度～平成 32 年度）
平成 28 年 4 月	組合事務所（総務課、地域情報課、審査課）をワンフロア化
平成 28 年 7 月～	コンビニ交付事業に着手
平成 28 年 12 月 1 日	情報セキュリティ強化対策（生体認証等）の実施
平成 29 年 2 月 1 日	情報セキュリティポリシーの改定
平成 29 年 3 月	丹南地域周遊・滞在型観光推進計画を策定
平成 29 年 4 月 28 日	マイナンバーカードを使用したコンビニ交付先行稼働 （住民票・印鑑登録証明書）
平成 29 年 7 月 28 日	マイナンバーカードを使用したコンビニ交付本格稼働 （税関連証明書・戸籍関連証明書）
平成 30 年 3 月 31 日	自動交付機廃止
平成 30 年 4 月 1 日	住民基本台帳カードでもコンビニ交付が可能となる
平成 31 年 3 月	事業計画を見直し策定（平成 31 年度～平成 32 年度）
令和 2 年	丹南地方拠点都市地域基本計画の事業進捗報告廃止
令和 2 年 8 月	印刷アウトソーシング事業に着手
令和 2 年 10 月	第 2 期自治体クラウドシステム開始
令和 3 年 3 月	事業計画を策定（令和 3 年度～令和 7 年度）
令和 3 年 1 月～	帳票印刷をアウトソーシングへ移行
令和 4 年 5 月	
令和 3 年 11 月～	コンビニ交付システムを更新
令和 4 年 8 月	
令和 6 年 3 月	事業計画を見直し策定（令和 6 年度～令和 7 年度）
令和 6 年 7 月	丹南地域テレトピア指定地域解除、計画事業の進捗報告廃止
令和 6 年 9 月	自治体情報システム標準化対応に伴う移行対応作業開始
令和 8 年 1 月～	標準準拠システムの運用開始（特定移行支援システムを除く）
令和 8 年 3 月	事業計画を策定（令和 8 年度～令和 12 年度）

4 事業計画

(1) 基本方針

構成市町は、厳しい財政運営の中、地域活性化・人口減少・少子高齢化・担い手不足など、あらゆる課題への対策を本格化するとともに、それぞれの地域の特色を生かし創意工夫した施策を展開しています。

本組合においても、広域電子計算組織や介護認定審査会などの共同処理する事務について、より一層の事務の効率的な運営や経費削減などに取り組むと共に、構成市町と連携して住民サービスのさらなる向上に努めていきます。

そのために本組合は、これまで以上に構成市町との密接な連携や協調を通じて、丹南地域の一体的な発展と住民福祉の向上を図っていきます。

(2) 事業計画で定める項目（業務内容）

事業計画は、福井県丹南広域組合格約第3条に規定する共同処理する事務について定めます。

- ①広域電子計算組織の管理運営に関すること
- ②圏域の地域振興整備事業に関すること
- ③介護認定・障害者給付認定審査会の運営に関すること
- ④青少年愛護センターに関すること
- ⑤ふるさと市町村圏基金に関すること

(3) 事業計画の組み立て

事業計画は、共同処理する事務の各項目について、「現状」を分析、「課題」を明らかにし、「方針（対策）」と「方策（手段）」を具体的に明示しました。

①現状と課題

社会情勢の変化や法制度改正を踏まえた組合の使命と役割などの背景から、現状を分析し、本組合が抱える問題を明らかにして、問題を解決するための課題を導き出しました。また、第4期事業計画策定にあたり提示された構成市町や関係団体からの意見なども整理し、新たに取り組みが必要なものを加えて示しました。

②方針（対策）

「方針（対策）」は、「課題」に対する着手方針を示したものです。

③方策（手段）

「方策（手段）」は、「方針（対策）」を進めるための具体的な取り組みを示したものです。

(4) 計画の期間及び計画改訂の方針

事業計画の期間は、第1期（平成23年～平成27年）、第2期（平成28年～令和2年）、第3期（令和3年～令和7年）の計画期間を踏襲して5年とします。

また、事業計画は、計画策定後3年目にあたる令和10年に、構成市町との事務事業の見直しの結果、社会情勢の変化、新たな制度改正などの動きに応じて改訂します。

第2 計画運営体制

現在共同で行っている事務事業は継続し、下記の組織体制で運営します。

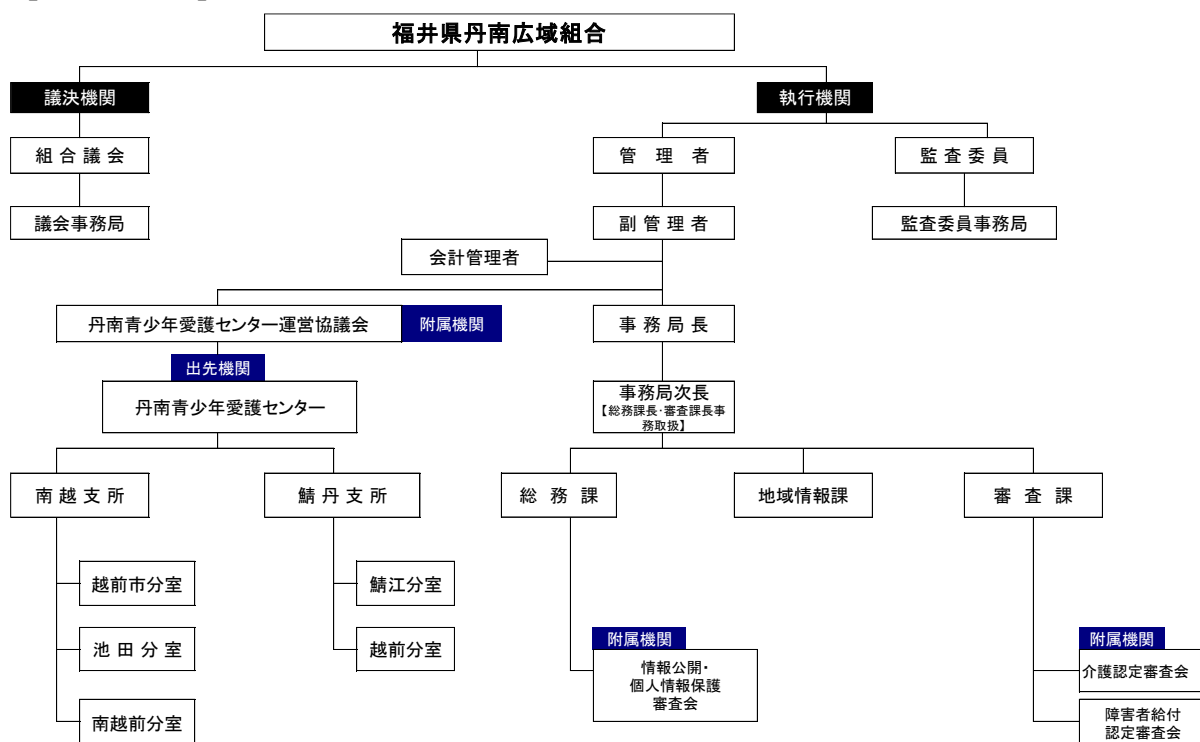
また、本計画の基本方針「共同処理する事務について、より一層の事務の効率的な運営や経費削減などに取り組み、今後とも構成市町と連携して住民サービスのさらなる向上に努める」ため、現在の事務事業の見直し、新規事務事業の検討を構成市町と協議していきます。

特に、自治体情報システム標準化に伴い大きく運用体制が変わる広域電算業務については、今後の広域電子計算組織の管理運営のあり方を検討する場を設けるとともに、ふるさと市町村圏基金の運用益を財源とした広域観光・交通に関する業務についても、運用益を最大限活かした事業内容を協議する場を設けるなど、構成市町と共に、これまで以上緊密な協議・検討をしていきます。

1 組織体制

事務局体制は、これまでの事務事業を継続することから、現状を維持します。

【組合組織図】



2 職員配置

職員について、事務局3課は表2のとおり、構成市町からの派遣職員と組合採用職員で構成し、各業務を実施します。なお、計画策定後3年目にあたる令和10年度計画改訂時にあわせ、自治体情報システム標準化に伴う広域電算業務のあり方の検討結果や他の事務事業の見直し結果を踏まえ、職員配置計画の見直しについて協議します。

出先機関の青少年愛護センターの職員体制は、会計年度任用職員を6名配置し、現状を維持していきます。

【表2 旧計画と現計画期間中の職員体制（事務局3課の職員数）】

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
局長、次長 (派遣職員)		2	2	2	2	2	2	2	2	2		
総務課	派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	組合採用職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	会計年度任用職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	小計	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
地域情報課	派遣職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	組合採用職員	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	会計年度任用職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	5	4	4	4	4	4	4	4	4		
審査課	派遣職員	5	4	4	4	4	4	4	4	4		
	組合採用職員	3	2	2	2	2	2	2	2	2		
	会計年度任用職員	0	2	2	2	2	2	2	2	2		
	小計	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
合計		18	17	17	17	17	17	17	17	17		
対前年度比			▲ 1									
内訳	派遣職員	9	8	8	8	8	8	8	8	8		
	組合採用職員	7	6	6	6	6	6	6	6	6		
	会計年度任用職員	2	3	3	3	3	3	3	3	3		

令和10年度 計画改訂時にあわせ見直しを協議

※平成26年度第2回管理者会において「自治体クラウド化等による事務局体制の見直しについて」協議が行われ、令和5年度までの事務局の職員配置計画が策定された。

※平成28年度第2回管理者会において、職員配置計画は令和8年度まで承認されている。

3 事業の財源

財源は、主に構成市町の負担金、財産収入（ふるさと市町村圏基金の運用益）、国及び県の支出金、その他の収入をもって充てます。

第3 業務内容

1 広域電子計算組織の管理運営に関すること（平成9年～）

本組合は平成7年度に電算共同利用事業に着手し、平成9年度に住民情報関係業務を稼働させ、広域電子計算共同利用による効率化を進めてきました。また、平成27年度には自治体クラウドに移行することで、サーバー機器とシステムの保有をアウトソーシングし、更なる効率化を果たしたところです。

（1）現状と課題

国は、令和3年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定しました。また、令和4年には「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を策定し、令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標としました。

本組合は標準化対象20事務のうち16事務のシステムを運用しており、特定移行支援システムである子育て系3事務（児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援）を除く13事務のシステムを令和8年1月に標準準拠システムへ移行したところです。標準準拠システムは市町毎に契約しているガバメントクラウド上に展開されており、従前とはシステム構成が大きく変わりました。そのため、関係する他のシステムとの連携について再構築する必要があります。

また、国が定めた標準仕様には業務フローが記載されており、標準準拠システムはカスタマイズ不可であることから、そのフローに合わせた業務の進め方が必要となります。

さらに、この標準化によりシステム管理運営費用が増加していることも大きな課題です。

（2）方針（対策）

①標準準拠システムへの円滑な移行とシステム間連携の対応

令和8年度以降の移行となる、特定移行支援システムが存在します。そのため、標準準拠システムの移行作業はまだ完了しておらず、速やかな移行が必要です。

②標準準拠システム移行後の運用体制の確立

標準仕様に定められた業務フローに合わせた、システム運用体制を早期に確立する必要があります。

③標準準拠システム移行後の広域電子計算組織の管理運営の在り方について

標準化によりシステム構成とその運用が大きく変わりました。システム移行後の業務を分析し、広域電子計算組織の管理運営について改めて検討する必要があります。

加えて、標準準拠システム移行後は管理運営経費が増加していることから、国の動向や社会情勢を見極めながら、情報技術の活用と運用の改善により経費削減の手法を研究していきます。

また、自治体 DX の推進が求められる中、標準化対象事務に限らず情報技術を活用した自治体業務の効率化について、構成市町を支援していきます。

本組合は、国が行政手続きのオンライン化やフロントヤード改革を推進していることや、自治体システムの標準化に伴い電子申請や電子受付等のデータ連携がこれまでより容易になることから、構成市町の求めに応じて、バックオフィス（基幹系）システムはもとより、フロントオフィスのシステム整備を行っていきます。併せて、その取り組みの中で新しい知識と知恵を習得しながら、構成市町の取り組みを支援していきます。

（3）方策（手段）

①標準準拠システムへの円滑な移行とシステム間連携の対応

特定移行支援システムの標準化を進め、令和9年度内の標準準拠システムへの完全な移行を目指します。

標準準拠システムは経過措置として標準仕様書に記載されている機能の一部についてシステム移行後の搭載が認められており、移行後も引き続きシステム改修が継続することから、その対応を続けていきます。

標準化後も法改正に伴うシステム改修作業は続くため、引き続き対応していきます。

また、移行作業に伴い所得・課税証明書のコンビニ交付サービスが一時停止しているため、令和9年4月1日の再開を目標に、システムの再構築を実施します。

②標準準拠システム移行後の運用体制の確立

標準準拠システムの業務フローに合わせた、システム運用体制を早期に確立します。

また、確立した運用体制に合わせた、セキュリティポリシーの見直しが必要です。こちらについては、構成市町とのセキュリティポリシーとの整合性を図る必要があるため、構成市町と協議しながら進めていきます。

標準化によりシステム構成が大きく変わることから、障害発生時の業務継続に必要な ICT-BCP（情報技術分野における業務継続計画）についても再確認していきます。

③標準準拠システム移行後の広域電子計算組織の管理運営の在り方について

標準化によりシステムの構成と運用が変わり、また、標準化は標準化外の電算業務にも影響を与えることから、標準準拠システムの構成に合わせた、新たな広域電算共同利用の考え方の整理が必要となります。標準化後の運用体制における構成市町と本組合の業務分析を進め、共に今後の広域電子計算組織の管理運営の在り方を検討していきます。

ガバメントクラウドは使用した分だけ料金が発生する従量課金制であるため、その適正な利用について検証していきます。また、今後の機器の調達や管理については、構成市町と協議しながら、将来を見据えた適切な方法を選択します。

標準準拠システム移行により業務上の課題が生じた場合には、構成市町と協議しながら解決に努めます。また、構成市町の業務を理解し、情報システムの構成を把握す

るとともに、情報技術と知識を継続的に取得することにより、情報技術を活用して、自治体情報システムの運用と構成市町の業務効率化を支援していきます。

【表3 福井県丹南広域組合電子計算組織 業務内容・処理形態一覧】

	業 務 名	業 務 内 容	処理形態	
住 民 情 報	1	住民票 [住民基本台帳]	住民異動入力、住民票・記載事項証明・転出証明等発行	ガバメントクラウド
	2	印鑑登録	印鑑の登録、印影の入力、証明の発行	ガバメントクラウド
	3	国民年金・福祉年金 [資格]	異動による資格の変更、照会、帳票の作成	ガバメントクラウド
	4	国民健康保険 [資格]	異動による資格の変更、照会等	ガバメントクラウド
	5	選挙	選挙人名簿	ガバメントクラウド
	6	選挙	期日前投票	ガバメントクラウド
	7	教育 [学齢簿]	小学校・中学校、はたちのつどい等の人数を抽出し、帳票の作成	ガバメントクラウド
	8	コンビニ交付	住民票、印鑑登録証明、戸籍	コンビニ交付クラウド
税 情 報	9	宛名・住登外	住民及び住登外の異動によるマスター変更や照会	ガバメントクラウド
	10	個人住民税	課税処理、賦課の更正、検索、照会	ガバメントクラウド
	11	法人住民税	課税処理、賦課の更正、検索、照会	ガバメントクラウド
	12	固定資産税	課税処理、賦課の更正、検索、照会	ガバメントクラウド
	13	軽自動車税	課税処理、賦課の更正、検索、照会	ガバメントクラウド
	14	国民健康保険税	課税処理、賦課の更正、検索、照会	ガバメントクラウド
	15	税収納	税の収納消込・還付・督促	ガバメントクラウド
料 金 情 報	16	公営住宅使用料	公営住宅使用料の管理	自治体クラウド (料金系)
	17	上下水道使用料	異動・賦課計算・請求・収納業務	自治体クラウド (料金系)
		農林漁業集落排水使用料		
		温泉使用料		
18	下水道受益者負担金	異動・賦課計算・請求・収納業務	自治体クラウド (料金系)	
	農林漁業集落排水分担金			
福 祉 医 療 情 報	19	児童手当	受給者の管理、手当支給等	自治体クラウド
	20	児童扶養手当	受給者の管理、手当支給等	自治体クラウド
	21	子ども子育て支援	異動による保育料の変更	自治体クラウド
			保育所・こども園・幼稚園等の入所児童の管理	
22	健康管理・健康増進	各種健診の受診、申し込みの処理	ガバメントクラウド	

	23	医療費助成	重度・ひとり親家庭等・子どもの医療費助成	自治体クラウド
	24	予防接種・母子健診	各種予防接種・乳幼児健診・妊婦健診の管理	ガバメントクラウド
	25	介護保険	介護保険受給資格管理、賦課・収納・給付実績等の管理	ガバメントクラウド
	26	介護認定審査会	介護認定審査会の情報管理	ガバメントクラウド
	27	後期高齢者医療	受給資格管理、収納等の管理	ガバメントクラウド
その他	28	公金連携	金融機関との収納消込・口座振替連携、財務会計連携	ガバメントクラウド
	29	交通災害共済	交通災害共済の加入申込兼台帳作成	ガバメントクラウド
	30	被災者支援	災害発生時の被災者管理、罹災証明書発行	自治体クラウド
	31	団体内統合利用番号連携	中間サーバと基幹系システムを連携するための番号（マイナンバー）連携サーバ	自治体クラウド
	32	構成市町固有システム連携	農家台帳システム、借地管理システム、障がい者管理システム等構成市町固有システムへの連携データ作成	自治体クラウド

2 圏域の地域振興整備事業に関すること

北陸新幹線県内開業および冠山峠道路開通効果を持続させるため、また、令和11年に見込まれる中部縦貫自動車道全線開通を見据え、「ふるさと市町村圏基金」の運用益を最大限に活用し、平成30年度～令和4年度に実施した「周遊・滞在型観光推進事業」の成果など、これまでの取組を踏まえつつ、丹南5市町、観光協会等の関係団体に加え、近隣県との連携を密にしながら、県内外での丹南5市町の魅力発信を進めるとともに、丹南地域への更なる誘客および消費拡大を図ります。

2-1 広域観光の推進（平成2年～）

(1) 現状と課題

県内の観光業は、コロナ禍により長期間停滞していましたが、徐々に活気を取り戻し、令和6年の丹南5市町全体の観光入込数は、コロナ禍前の令和元年と比較し、2割近く増加しています。これは、令和6年3月の北陸新幹線県内開業や令和5年10月の冠山峠道路開通を契機とした県内外での集中的な広報・情報発信により、丹南地域への新たな人流が生み出され、誘客につながったためであると言えます。

一方で、令和6年県全体の目的別入込状況の構成比を見ると、工場見学や伝統工芸のワークショップなど、ものづくりの心に触れることを目的とした観光産業は、全項目のうち5.3%となっております。眼鏡・繊維などの地場産業や越前焼・越前和紙などの伝統工芸が集積する丹南地域では、見学・体験施設が充実しており、誘客拡大はまだまだ期待されるところです。

【表4 丹南5市町別観光入込数の推移（令和元～6年）】

単位：千人

市町名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
鯖江市	1,775	993	1,198	1,526	1,357	1,592
越前市	3,086	2,075	2,375	2,459	3,379	4,307
池田町	226	177	214	192	189	439
南越前町	701	503	929	1,788	1,842	1,931
越前町	2,257	1,509	1,316	1,637	1,615	1,575
合計	8,045	5,257	6,032	7,602	8,382	9,844

資料：県観光政策課

【表5 令和6年 目的別入込状況（延べ人数）】

単位：千人

項目	自然	文化・歴史	産業観光	スポーツ・レクリエーション	温泉	買い物	行・祭事、イベント	合計
人数	5,188	10,253	2,018	5,267	2,250	10,808	2,259	38,043
構成比(%)	13.7	27.0	5.3	13.8	5.9	28.4	5.9	100.0

資料：県観光政策課

本組合は平成30年度から令和4年度までの5年間、事務局を担う丹南広域観光協議会（以下、丹観協）において、県の補助金を活用した「周遊・滞在型観光推進事業」を実施し、丹南5市町・観光協会等との連携により、旅行プランの造成とオンライン販売の実施・販売窓口の決定、観光素材集の製作、旅行者・旅行会社・メディア向けプロモーション、タクシープランの実証等を行い、丹南地域が観光地として選ばれる仕組みを構築しました。

事業終了後の令和5年度以降は、作成した観光素材集を活用し、県主催の観光商談会等において、旅行会社・メディアに対し観光情報の提供と造成プランの提案を行うプロモーション活動を行っていますが、丹南地域の認知度は依然低く、新たなツアー造成などの展開には至っていません。

その一方で、商談会では、旅行会社・出版社等から「伝統工芸体験、アクティビティなど、丹南5市町の観光素材はいずれも非常に魅力的」と高く評価されており、丹南5市町それぞれの特色を活かしながら、これらを更に磨き上げ、情報発信力を充実・強化し、認知度を上げることで、観光産業の更なる発展が見込まれます。

このほか、丹南5市町では北陸新幹線開業効果を最大化・持続化するため、それぞれが独自の誘客拡大策に力を注いでいることから、本組合では、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用し、令和6年度に丹南5市町が実施する広域性のある観光誘客事業に対する補助制度を創設し、これらの活動を支援しています。

（2）方針（対策）

丹南5市町の魅力を確実に届けるには、若者・シニア層といったターゲットに合わせた発信内容と媒体により、鮮度の高い一貫性かつ継続性のある情報発信を行うことが重要です。一方的な発信だけでなく、受け手の反応や意見を取り入れることで、観光戦略を立てる際の参考になるため、双方向のコミュニケーションが大切です。

また、福井県観光連盟が提供する「福井県観光データ分析システムエフタス（FTAS: FUKUI Tourism data Analyzing System）」のオープンデータを活用するなど、丹南地域の観光の実態を把握することで、地域にあった観光戦略を立てることも必要です。

（3）方策（手段）

①ターゲットを絞った効率的な情報発信（組合・丹観協）

観光イベント・企画の内容に合わせ、客層や地域など情報発信のターゲットを絞りこむとともに、若者層・ファミリー層はYouTubeやインスタなどのSNS、シニア層・ドライバーは情報誌や広報紙などの紙媒体など、ターゲットにあった広報手段での効率的な情報発信を進めていきます。

②SNSでの圏域の旬な情報発信（組合）

SNSアドバイザーなどの専門家に依頼し、伝統工芸、食、自然など丹南の魅力をライター目線でインスタグラムに投稿するとともに、丹南5市町や関係団体等のSNSでの投稿と連動させ、互いにリポストや引用投稿するなど、統一感のある拡散力の高い情報発信に努めます。

また、本組合主体でのSNS投稿に加え、丹南5市町のSNSでも活用できるショート動画を作成し提供するなど、丹南5市町の広報力の向上に向け支援します。

③魅力的で旬な観光素材の情報発信（組合）

広報・営業活動に不可欠な丹南地域の観光素材集や観光ガイドマップについて、掲載内容の鮮度を上げるため、最新情報に更新し、イベントや商談会等において活用していきます。また、ガイドマップは、イベント会場での配布のほか、近隣県の観光案内所等に設置するなど、県外からの誘客促進に努めます。

④圏域の観光の実態把握（組合）

県観光連盟「エフタス」を活用し、丹南地域での周遊滞在、観光客の消費状況などのデータを分析し、その結果は丹観協構成メンバーと共有するなど、観光戦略の検討の一助とします。

⑤集客率の高い行事・施設での出向宣伝等（丹観協）

丹観協を通じて、丹南5市町・関係団体とともに、出向宣伝や商談会へ参加し、来場者に向けた観光PR活動を実施します。

ア 出向宣伝

県、県観光連盟、「ふくいやまぎわ天下一街道広域連携協議会※」などの広域観光団体に加え、近隣県の団体等と連携・協力し、国内最大級の旅行イベント「ツーリズムEXPO」での観光ブース出展や、県内外での商業施設や主要駅等など来場者が数千～数万人規模となる場所において、観光イベントや物産展を開催するなど、出向宣伝を実施します。

また、参加者・来場者に対してQRコードを活用したアンケートを実施し関係団体へ共有するなど、マーケティング強化策を検討していきます。

※ふくいやまぎわ天下一街道広域連携協議会（事務局：県観光連盟）

福井県のやまぎわに点在する「天下一」といえる8つの地域資源（越前打刃物、越前和紙、越前漆器、一乗谷朝倉氏遺跡、大本山永平寺、福井県立恐竜博物館、平泉寺白山神社、越前おおの）を巡るルートを設定し、ふくいやまぎわ天下一街道という「天下一」の地域資源を軸とした観光ルートを確立させ、県内外からの誘客促進、滞在型観光客の拡大を図ることを目的とした団体

《観光イベントへの出展》



《主要駅での出向宣伝》



イ 観光商談会への参加

県や県観光連盟が主催の観光商談会等に参加し、観光素材集を活用しながら、観光情報の提供とツアー造成プランの提案を行う、プロモーション活動を継続実施します。

さらに、商談会において丹南地域への関心が高かった事業者と丹南5市町・関係団体とのマッチングを支援します。

⑥誘客につながるイベント・企画（丹観協）

冠山峠道路開通を機にスタートした丹南地域と岐阜県西部をつなぐドライブスタンプラリーは、新たに生まれた人流が途絶えないよう、周知徹底の上、継続します。また、観光産業施設での体験とセットにするなど、丹南地域での周遊滞在を促す仕掛けをするとともに、スタンプラリー参加者の居住地・人気スポットなどの傾向を分析し、次の観光戦略に活かしていきます。

《R7 ドライブスタンプラリーチラシ》



《R7 フリーペーパーへの掲載》



⑦丹南5市町の特色ある観光事業への応援（組合）

本組合は、丹南5市町が実施する広域観光に資するプロモーション・セールス活動や観光資源の磨き上げに係る経費に対する補助制度を継続し、財政面での支援を図るとともに、新たに県外に特化した広告料に対する補助制度を創設し、県外における広報力強化の取組への支援を行います。

⑧広域観光事業の進め方などの協議の場の提供（組合）

本組合、丹南5市町が実施する広域観光事業について、出向宣伝等のアンケート結果やエフタスのデータなどを元に、ふるさと市町村圏基金の運用益を有効に活用しながら新たな観光素材の創出・磨き上げや、共同による効果的なプロモーションなど、事業の進め方を一体となって協議する場を設け定期的開催し、必要に応じてアドバイザーを招いて議論を進めながら、課題に取り組んでいきます。

2-2 公共交通機関の活性化（昭和56年～）

（1）現状と課題

丹南地域では、北陸新幹線の他、ハピライン、福井鉄道福武線、路線バス、コミュニティバスなどが公共交通機関として運行しており、高齢者や学生等の地域の交通弱者の移動手段として重要な役割を担っています。しかしながら、人口減少に伴う利用者の減や運転手不足により、廃線や減便を余儀なくされるなど、安定的な運行を確保、維持していくことが喫緊の課題となっています。

本組合が事務局を担う「丹南広域公共交通機関活性化協議会」は、公共交通機関の活性化を目的とし、本組合のほか丹南5市町、公益社団法人福井県バス協会、福井鉄道株式会社等で構成されており、本組合および交通事業者からの負担金等を財源とし、住民の意識啓発および利用促進につながる各種事業を行っております。

（2）方針（対策）

公共交通機関を維持していくためには、まず、各交通事業者が利用者の利便性に配慮した路線や運行ダイヤの設定、交通系 IC カード利用環境の整備およびパークアンドライドの促進等により、利用者を増やしていくことが必要です。また、通勤、通学、通院などの日常生活の利用に加え、観光客の移動手段としての利用を増やすことなどで新たな需要をつくりだすことも重要です。

丹南広域公共交通機関活性化協議会では、引き続き、公共交通機関の重要性や利用のメリットについての住民の理解が進むよう各事業を実施するとともに、協議会構成市町・団体間の情報収集や事業連携、課題解決に向けた検討の機会を設けます。

（3）方策（手段）

引き続き、丹南広域公共交通機関活性化協議会を通じ、他の構成団体と協力し、丹南地域を走る福井鉄道福武線、路線バスを中心に、地域の公共交通の重要性・利便性を広く住民に訴え、乗って残す機運醸成を図るための事業を実施していきます。

①地域住民の機運醸成

ア バス・電車の運賃助成および体験乗車

自動車を持たない高齢者や学生等の交通弱者を対象に、校外学習やサークルの遠征などの移動に、福井鉄道の電車や路線バスおよびコミュニティバスを利用した際の運賃を全額補助する補助事業を継続します。なお、利用者が固定化しないよう、協議会構成市町は元より公民館・児童館・事業所等に対し広く周知を徹底します。

また、公共交通機関に親しんでもらうため、福井県クルマに頼りすぎない社会づくり推進県民会議（事務局：福井県）などの関係団体と協力し、乗り方を学べる教材などを活用しながら、実際に乗車を体験できる路線バス・電車の乗り方教室を実施します。

イ 駅美化等活動事業

福井鉄道の駅に、貸出用傘を寄贈するなど、事業者とともに駅の待合環境の向上につながる活動を実施していきます。

ウ 広報PR事業

事業者との協働による写真コンテストやフォトトレイン等の運行など、公共交通機関乗車の動機付けイベント・企画を実施するとともに、写真コンテストの優秀作品のノベルティグッズ化、HPやSNSへの投稿など、イベント・企画を軸とした広報PRを充実・強化し利用促進に努めます。

②関係団体との情報交換の場の提供

丹南広域公共交通機関活性化協議会総会の機会を活用し、構成市町・事業者間での情報交換、事業連携の検討の場として提供し、課題解決を図る一助としていきます。

また、福井県地域公共交通活性化協議会（事務局：福井県）においては、バス専門部会構成メンバーとして、構成市町の意見等が反映できるよう、意見聴取や会議結果の報告を丁寧に行っていきます。

《バス乗り方教室の様子》



《貸出用傘》



3 介護認定・障害者給付認定審査会の運営に関すること（平成19年～）

審査会では、急速な高齢化と少子化が進行する中、介護を必要とする方や障がいのある方が、住み慣れた地域や住まいで尊厳をもって安全な生活が送れるよう、公平・公正かつ適正な審査判定を行っています。

（1）現状と課題

丹南地域の将来の推計人口について、総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）をみると、令和2年の30.2%に対し、令和12年は32.6%*と増加しており、増加率は全国の高齢化率よりも上回っているため、丹南地域の高齢化は深刻な課題となっています。それに伴い、介護サービス利用者についても増加が見込まれます。

【表6 丹南地域の将来の年齢別推計人口（2020年は国勢調査による実績値）】

	R2（2020年）	R7（2025年）	R12（2030年）	R17（2035年）
0～39歳	67,996	61,893	57,269	53,182
40～65歳	58,743	57,190	55,026	52,078
65～79歳	36,276	35,146	31,654	30,225
80歳～	18,441	19,406	22,711	23,949
総人口	181,456	173,635	166,660	159,434
高齢化率	30.2%	31.4%	32.6%	34.0%
全国高齢化率	28.6%	29.6%	30.8%	32.3%

（※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口—令和2（2020）～32（2050）年—」より）

国は、高齢者人口の増加や、介護保険サービス利用者のニーズの多様化に対応するため、概ね3年毎に介護保険制度の見直しを行っており、制度改正に伴う関連システムの改修など迅速な対応が求められます。本組合では、令和8年1月、介護認定審査会システムを標準準拠システムへ移行しました。移行後のシステム環境に速やかに順応し運用体制を安定させるには、構成市町との緊密な情報共有が必要となります。

また、国は、令和8年4月1日施行の改正介護保険法に基づき、介護分野の効率化のため、新たに介護情報基盤を構築し、令和10年4月1日本格運用開始を目指しております。これにより、従来、紙や郵送・FAXが中心だった自治体・利用者・医療機関・介護事業所間における要介護認定情報等のやり取りは、電子的に共有・閲覧可能となります。本組合においても、構成市町が遅滞なく介護情報基盤と連携できるよう、システム改修などを計画的に進めていく必要があります。

一方、国は、障がいのある方の自立した日常生活や社会生活を可能にするため、障がい者福祉制度についても見直しを随時行っており、認定審査会に関する制度変更が生じた場合においても、改正後の制度による円滑な審査会運営が求められます。本組合は、国から配布された判定ソフトを活用しており、制度改正の場合は、国が改修した最新のソフトに更新することによって、円滑に審査会を運営することが可能です。

また、構成市町と組合事務局間の審査会で使用する調査資料のやり取りは、安全性の高い自治体クラウドの外部連携フォルダー経由で行っており、個人情報管理は徹底されています。

介護と障害の両審査会に共通する課題として、委員の確保と審査精度の維持が挙げられます。全国的に見ると、委員の高齢化や処遇見直しなど、委員確保に苦慮している自治体もあります。また、審査精度を維持するためには、「調査員の調査精度の均一化」が鍵となります。これらの課題を解決し、安定した審査会を運営するためには、構成市町及び各分野からの協力体制が不可欠です。

本組合では、審査委員の任期を3年と定め、各分野から推薦された保健・医療・福祉等に関する学識経験者に委嘱しており、現時点では、審査に必要な人数は確保されています。また、審査精度の維持については、本組合事務局が調査員からの調査資料の疑義照会を担当し、構成市町が修正事務を行う体制をとり、構成市町と協力しながら、定期的に調査員研修を実施しております。今後も調査員の調査精度を保つため、協力体制を維持する必要があります。

その一方審査会運営について、審査資料を大量コピーして委員に事前配布しており、準備時間や発送コストが発生するとともに、審査会終了後の審査資料の破棄に時間と労力を要しており、職員の大きな負担となっています。一部の自治体では、審査資料を電子化し、端末を用いて審査会を実施している事例もあり、事務の効率化の参考となります。

また、コロナ禍を機に、災害時等の交通障害や感染症等のパンデミックといった緊急事態に備え、代替手段として月に2回程度、リモートによる審査会を実施しています。本業のある委員が多い中、リモートによる開催は、移動時間の削減となり、遠隔地からでも参加できる利点があるため、委員からは毎回リモート開催を望む声もあります。しかしながら、緊急案件の審査資料当日配布や審査会終了直後の資料回収など、運用上の課題があるため、リモートでの開催数を増やしづらい状況となっています。

(2) 方針（対策）

審査会は全国一律の基準に基づいて審査判定しており、国の制度改正があった場合、本組合の介護認定審査会システム改修や、改修後の国配布の判定ソフトの更新作業など、速やかな対応が求められます。また、審査会の安定的な運営を維持するため、確実な委員確保に向けて、構成市町及び各分野から見識を有する委員推薦の協力を引き続き求めていきます。

さらに、審査会の審査精度の維持を図るため、構成市町と協力し、より実践的な調査員研修を行い、調査員の資質向上と調査精度の均一化のために必要な知識が習得できるよう、研修内容の充実が必要となります。加えて、業務効率化を検討するため、審査資料のペーパーレス化やリモートによる審査会開催など、先進事例に関する情報収集も必要です。

(3) 方策（手段）

①国の制度改正に伴うシステム改修等の対応

国の制度改正に伴う介護認定審査会システム改修については、国の動向を注視し、遅滞なく制度改正に対応したシステム改修を行います。また、障害者給付認定審査会については、国が制度改正に伴い改修した判定ソフトの更新作業を速やかに行い、円滑な審査会運営に備えます。

②確実な委員確保

構成市町及び各分野からの協力体制を継続し、委員候補者の推薦を早い段階から依頼するなど、審査会運営の安定化に取り組みます。また、県内の自治体における委員の処遇環境に関する情報を収集・共有するなど、必要に応じ改善を検討します。

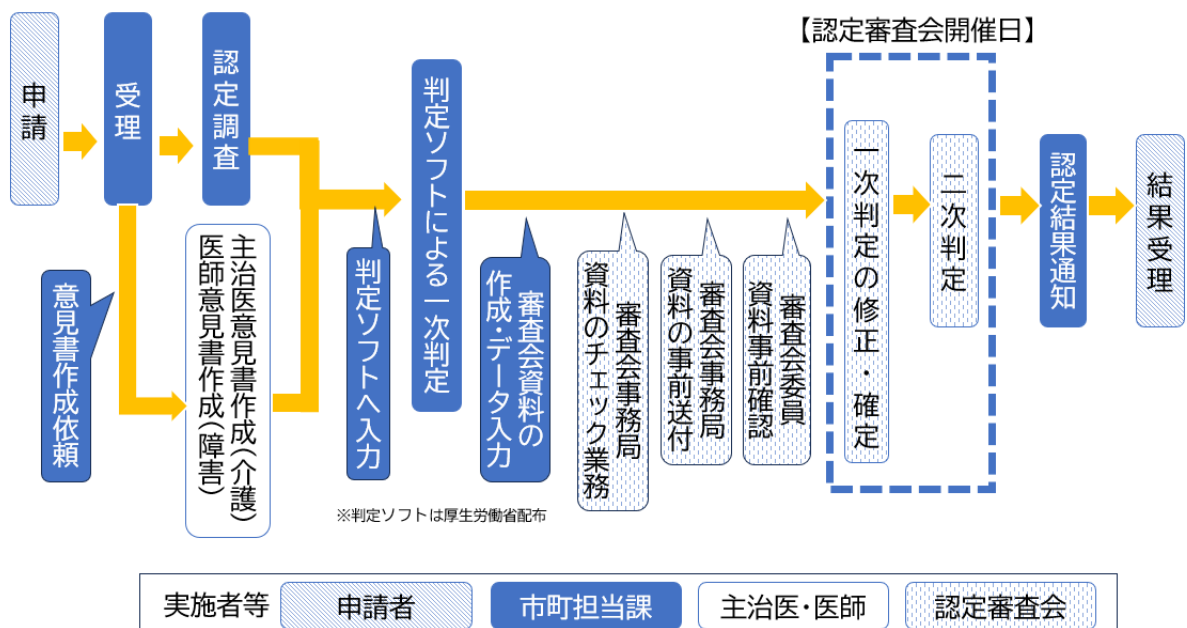
③調査員研修の充実

引き続き、構成市町と協力しながら、組合事務局が調査員研修を実施し、実践的な調査手法を取り入れて、必要な知識が習得できるよう研修内容の充実を図ることで、調査員の調査精度の均一化を目指します。

④審査会運営業務の効率化の検討

構成市町との協議の場において、審査資料のペーパーレス化やリモートによる審査会開催について、先進事例の情報を収集・分析し、検討していきます。また、構成市町から、その他事務の効率化につながる提案・意見があれば、研究・検討していきます。

要介護認定事務・障害者給付認定事務の流れ



4 青少年愛護センターに関すること（平成3年～）

丹南青少年愛護センターは、越前市に南越支所を、鯖江市に鯖丹支所を、また、構成市町に分室を置き、青少年の健全育成や非行の未然防止に取り組んでいます。

青少年の実態を把握した上で、活動方針については丹南青少年愛護センター運営協議会で審議します。引き続き、青少年を見守る「愛の一声」補導活動、相談対応、啓発、環境浄化など青少年育成活動に取り組むとともに、家庭、地域、学校、警察、市町など関係機関や団体とより緊密に連携を図りながら、次代を担う青少年の健全育成と非行防止のための事業を実施していきます。

（1）現状と課題

青少年を取り巻く社会環境は、近年、少子化や情報化の進展により複雑化しています。特に、スマートフォンの普及やSNS・インターネットの利用拡大は、コロナ禍を契機にさらに加速し、コミュニケーション手段を変化させ、若者の生活に重大な影響を及ぼしています。幼少期からインターネットに慣れ親しむ生活の中で、長時間利用による生活リズムの乱れやインターネット依存、自転車走行中等の「ながらスマホ」による事故のほか、オンライン掲示板やSNS上での誹謗中傷や性的トラブル、オンライン型ゲームでの過度な課金や見知らぬ人との接触、さらにSNS等を介した闇バイトへの誘引など、様々なインターネット関連の問題が発生しています。これらにより、青少年が加害者・被害者となるリスクが広がり、深刻な社会問題となっています。

一方、青少年から愛護センターへのヤングテレホンへの電話相談は減少傾向にあります。主な要因として、青少年のコミュニケーションツールが電話や電子メールから、LINEをはじめとするチャット型SNSへ移行していることが考えられます。

また、近年は国・県・市町において相談機関の充実が進み、多様な相談内容に対応できる体制が整備されるとともに、LINE等を活用した相談も可能になっています。さらに、学校では「いじめ・不登校対策」として相談活動の強化が図られ、担任との面談やアンケート調査を通じて、児童生徒の困りごとを把握し対応しています。これらの取り組みの充実も、電話相談減少の要因の一つと考えられます。

青少年愛護活動においては、こうした状況を踏まえ、青少年の実態や社会情勢を的確に把握し、課題への理解を深めるとともに、青少年に寄り添った声掛けや適切な補導活動に繋げることが重要です。

（2）方針（対策）

インターネット利用に関して、学校、児童生徒、保護者を対象とした取組みを推進します。それぞれに対し、資料や情報の提供、注意喚起を行うことで、インターネットに関わる問題やトラブルの未然防止に努めます。

青少年が抱える繊細な悩みを汲みこぼさないよう、関係機関との連携を強化し、相談者に寄り添った対応を行います。さらに、愛護センター職員の青少年に関する知識や相談技能の向上を図ります。そのため、関係機関・団体との情報共有や研修機会を通じて、青少年を取り巻く環境や行動の変化の把握に努めます。

(3) 方策（手段）

インターネット利用に関して、学校には適切な資料や情報を提供し、研修会を企画することで、児童生徒への指導の充実を図ります。児童生徒にはインターネット利用に潜む危険を伝えるため、学校の協力を得てリーフレットやチラシ等を配布する他、SNSでの情報発信で注意を呼びかけます。保護者には、家庭でのルールづくりの重要性やフィルタリングの必要性、実際の事例を知らせる資料を配布し、適正な子どもの端末管理を促します。

補導委員については、「愛の一声」補導活動を継続するとともに、相談体制の整備では、電話相談「ヤングテレホン」に加え、SNSやインターネットによる相談にも対応できるよう、窓口の多様化に努めます。担当職員の青少年の悩みに寄り添う相談技能向上のため、国や県主催の研修受講や、カウンセリング専門職から直接ノウハウを学ぶ機会を設けるなど、スキルアップに努めます。また、相談内容が深刻な場合には、専門機関へ確実に橋渡しができるよう、専門機関リストを整備するなど、相談ルートの確保に取り組みます。

また、青少年の行動変化を把握するため、国を含む専門機関による青少年のインターネット利用状況に関する最新情報を収集し、関係機関と共有するとともに、愛護センターのホームページやSNS、広報誌を通じて、注意喚起や家庭内での見守りを呼びかけます。

更に、地域内の有害図書等取扱店舗やインターネットカフェ・漫画喫茶などの設置状況を確認する社会環境調査を継続的に実施し、その結果を踏まえ、補導委員によるパトロールや街頭指導活動を集中的に行います。調査結果は関係機関と共有し、地域ぐるみで青少年課題に取り組む意識の醸成に活用します。

【表7 学職別行為別補導（愛の一声活動）状況】

単位：人

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補導総数		656	662	2,113	7,589	7,775
学職別	小学生	197	214	1,043	4,572	4,633
	中学生	133	160	426	1,585	1,759
	高校生	251	251	550	1,175	1,239
行為別	ゲームセンター出入	114	108	180	419	494
	カラオケ出入	2	0	0	5	38
	交通非行	55	59	234	222	442
	呼びかけ	334	426	1,612	6,928	6,758
	喫煙	1	8	4	15	14
	その他	150	61	83	0	29

※学職別および行為別については、主なものを挙げているため総数とは合致しない
資料：丹南の補導 2021～2025

【表8 年度別相談内容別相談件数】

単位：件

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談内容	家庭問題	3		1	1	1
	性	3			1	
	異性					1
	交友	1				
	健康・体	1	1			
	登校拒否	1			1	
	学校生活		2			
	インターネット		1			
	生活全般		1	5		
	いじめ			1	1	1
	性格・行動			1		
	学業				1	
	その他	2				2
相談件数合計		11	5	8	5	5

資料：丹南の補導 2021～2025

《特別補導》



《非行防止一斉キャンペーン》



《不審者対応訓練》



《「インターネットトラブル防止啓発用グッズ（南越）》



《Facebook（鯖丹）》



5 ふるさと市町村圏基金に関すること

(1) 現状と課題

本組合は「ふるさと市町村圏基金条例」を設置し、構成市町の出資および県の助成により基金を積み立てており（基金元金4億円（市町出資金2億円、県助成金2億円）、その運用益と運用益積立金は、ふるさと市町村圏振興事業特別会計において、現在は広域観光や公共交通機関の活性化に係るふるさと市町村圏振興事業に充てられています。

日銀の金融緩和政策によって低金利での運用が長く続いていましたが、近年、国債等の公的債券の利率が上昇傾向に転じたことを機に、現在は長期公募公債による運用に切り替えています。これにより、満期までの当分の間、安定した運用益が確保されるとともに、事業費不足による運用益積立金の取り崩しの必要もありません。

(2) 方針（対策）

特別会計のふるさと市町村圏振興事業を継続するため、毎年安定した基金の運用益を確保するよう努めます。なお、ふるさと市町村圏基金は、新たな積立てや取り崩しの必要性がない限り、現状を維持します。

(3) 方策（手段）

本組合は、引き続き公金運用方針に従って、確実により有利な運用方法について、市中の金融商品等を調査するとともに、金融専門家の意見等を聴取するなどして、適切な運用に努めます。

また、特別会計の事業強化などにより事業実施に必要な財源が、基金元金の運用益だけでは不足する場合は、基金運用益積立金の一部を取り崩し事業費に充当していくとともに、特別会計の事業内容・規模を見直していきます。

【表9 基金（元金および運用益積立金）の運用状況（令和7年12月31日現在）】

基金額		運用方法	満期日	利率	年間運用益
元金	100,000 千円	地方公債	R24. 9. 19	1. 225%	1, 225 千円
元金	100,000 千円	地方公債	R24. 11. 21	1. 203%	1, 203 千円
元金	100,000 千円	地方公債	R26. 4. 15	1. 590%	1, 590 千円
元金	100,000 千円	地方公債	R26. 4. 15	1. 568%	1, 568 千円
基金元金合計 400,000 千円					5, 586 千円
運用益積立金	5, 092 千円	定期預金（1年）	R8. 10. 21	0. 375%	19 千円

【表10 特別会計過去5か年の歳入実績および見込み】

単位：千円

歳入科目	種別	R3	R4	R5	R6	R7	R8 見込み
財産収入	基金運用益	1, 390	1, 864	3, 665	4, 007	5, 586	5, 586
基金繰入金	運用益積立金からの取崩	769	0	212	0	0	0

福井県丹南広域組合

〒 915-0096

福井県越前市瓜生町第5号1番地の1

TEL 0778-23-4550

FAX 0778-23-4552

URL <https://www.tannan.net>

E-mail tannan@tannan.net

YouTube・Instagram @fukui_tannan



たんなんなんだ

Travel guide for Tannan area